

不作為についての審査請求に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 不作為についての審査請求は、当該処分についての申請をした者だけではなく、当該処分がなされることにつき法律上の利益を有する者もすることができます。
- 2 不作為についての審査請求について理由があり、申請に対して一定の処分をすべきものと認められる場合、審査庁が不作為庁の上級行政庁であるときは、審査庁は、当該不作為庁に対し当該処分をすべき旨を命じる。
- 3 不作為についての審査請求は、審査請求が濫用されることを防ぐために、申請がなされた日から法定された一定の期間を経過しなければすることができない。
- 4 不作為についての審査請求がなされた場合、審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てによりまたは職権で、裁決が下されるまでの仮の救済として一定の処分をすることができる。
- 5 不作為についての審査請求の審理に際しては、迅速な救済を図るために、審査庁は、審理員を指名して審理手続を行わせるのではなく、審理手続を省いて裁決を下さなければならない。

1 X ⇒総合講義 161 頁

法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為がある場合には、当該不作為についての審査請求をすることができる（行政不服審査法3条）。したがって、不作為についての審査請求は、当該処分についての申請をした者に限り、することができる。

2 O ⇒総合講義 183 頁

本肢のとおりである。不作為についての審査請求について理由があり、申請に対して一定の処分をすべきものと認められる場合、審査庁が不作為の上級行政庁であるときは、審査庁は、当該不作為庁に対し当該処分をすべき旨を命じることとなる（行政不服審査法49条3項1号）。

3 X ⇒総合講義 161 頁

法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為がある場合には、当該不作為についての審査請求をすることができる（行政不服審査法3条、肢1解説参照）。「申請がなされた日から法定された一定の期間を経過しなければすることができない」とはされていない。

4 X

不作為についての審査請求において、行政不服審査法上、本肢のような仮の救済制度は設けられていない。

5 X ⇒総合講義 169 頁

不作為についての審査請求の審理に際しても、審理員を指名して審理手続が行われることとなる（行政不服審査法3条、4条、9条1項）。「審理手続を省いて裁決を下さなければならない」とはされていない。